

新見市議会議会モニター設置要綱

令和7年8月1日
議会告示第1号

(目的と設置)

第1条 新見市議会（以下「市議会」という。）の議会・議員活動について、広く市民から意見を聴取し、議会運営等に反映させるとともに、議会広報に関する意見、感想を求め、その内容の充実を図るため、新見市議会基本条例（平成23年新見市条例第1号）第4条第2項の規定に基づき、新見市議会議会モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議及び委員会を傍聴し、議会運営に関する意見を述べ、又は提案を行うこと。
- (2) 市議会だより、市議会ホームページ等に関する意見を述べ、又は提案を行うこと。
- (3) 市議会が依頼したアンケート、調査等に回答すること。
- (4) モニターミーティング（第7条に規定するモニターミーティングをいう。）に出席し、議会運営に関する意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は、10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(資格)

第4条 モニターは、市内に住所を有する満18歳以上の者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員でないこと。
- (2) 現に常勤の公務員でないこと。
- (3) 市議会の仕組み及び運営に关心があること。
- (4) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 モニターの募集方法は、公募とする。ただし、議長は、適當と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 モニターは、応募者及び被推薦者のうちから、議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱にあたっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないよう配慮するものとする。

(会議)

第7条 議長は、モニターと連絡調整及び意見交換を行うため、必要に応じてモニター会議を開催するものとする。

(謝礼)

第8条 モニターに対する謝礼は、議長が別に定める。

(庶務)

第9条 モニターに関する庶務は、議会運営委員会において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。